

# 「番号制度」の概要について

## 1 制度の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」は、すべての国民一人ひとりに個人番号を付番し、行政機関や地方公共団体がそれぞれ保有する同一人の情報を個人番号に関連付け、社会保障、税、災害対策の3分野において、各機関等が相互に情報を連携・活用することにより、行政運営の効率化及び公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化による国民の負担軽減を図ることを目的としている。

## 2 導入までの経緯

番号制度については、かねてより、政府において納税者番号や社会保障番号、国民 ID などの検討が続けられていたが、特に、税と社会保障の共通番号制度を公約に謳った民主党政権下で検討が進み、平成24年2月に、法案（マイナンバー法案／旧法案）が国会に提出されるに至った。

マイナンバー法案については、当時の与野党間で修正合意され、法案が成立した場合には平成27年1月からマイナンバーを利用開始するとの予定が示されていたが、平成24年11月の衆議院解散により廃案となり、総選挙後の自由民主党政権下において平成25年3月に一部修正を含む新法案が国会に提出され、審議過程での一部修正を経て、同年5月に法案が成立した。

なお、制度や法について、旧法案では「マイナンバー」という呼称が用いられていたが、現行では「番号制度」、「番号法」と呼ばれており、「マイナンバー」という呼称は使われていない。

## 3 制度導入により見込まれる効果

番号制度の導入により、正確な情報に基づくきめ細やかな社会保障給付の実現、所得の過少申告等の阻止・是正、災害時における本人確認や要援護者の把握、それに伴う迅速かつ効果的な被災者支援などが可能となるとともに、国民にとっても、本人からの申請により交付される個人番号カードを利用することにより、各種申請や届出その他の手続きにおける添付書類の省略といった負担軽減や、情報提供等記録開示システム(マイポータル)の設置により、自分の個人番号に関連付けされた個人情報（特定個人情報）の内容やその取扱いがパソコンなどで確認できるようになる、などの効果が見込まれる。

### (具体例)

#### ◆ 添付書類の削減

- ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略ができるため、各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストが節約できる。

#### ◆ マイポータルを活用した自己情報の入手

- ・自分の情報について、情報を持つそれぞれの機関に対して問合せを行う必要がなくなり、マイポータルを通じ、いつでも自分の情報や行政からの各種お知らせ等を入手することができる。

#### ◆ 社会保障給付の適正な給付

- ・年金と傷病手当金の併給調整や年金の加算などにおいて、関係機関が保有する各種情報を正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、給付過誤や給付漏れ、二重給付などを防止できる。

#### ◆ 公平で正確な税負担

- ・複数の事業所から給与を受けている場合や、扶養控除の重複適用のチェックなどにおいて、税務当局が保有する各種所得情報を正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。

## 4 番号制度における保護・安全措置

番号制度においては、個人情報保護の観点から、個人番号の利用範囲を、社会保障、税、災害対策の3分野に限定するとともに、特定個人情報の取扱いに関する制限の強化、第三者機関として監視・監督を行う特定個人情報保護委員会の設置、特定個人情報保護評価制度の新設、罰則の強化など制度上の保護措置を設けるとともに、個人情報を一元管理するのではなく、個人情報自体は各行政機関等がそれぞれ保有し、必要な時のみ情報連携を行う「分散管理方式」の採用など、システム上の安全措置を講じることとしている。

### 【主な制度上の保護措置】

#### ◆ 特定個人情報の取扱いに関する主な制限の強化

- 利用・収集・保管の制限
  - ・ 現行の行政機関等個人情報保護法、福岡市個人情報保護条例(以下、「現行法令」)では、利用目的を特定し、その範囲内で個人情報を収集・保管することとしているところ、
  - 番号法では、利用の範囲を社会保障、税、災害対策の3分野に限定するとともに、収集・保管できる場合を限定列挙
- 目的外利用の限定
  - ・ 現行法令では、他の法令に基づく場合や本人の同意があるとき、業務遂行上必要で公益性が高い場合などは、個人情報の目的外利用が可能としているが、
  - 番号法では、目的外利用の範囲を「人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき」のみに限定
- 提供の制限
  - ・ 現行法令では、利用目的の範囲内であれば外部提供は可能とし、目的外の提供についても「法令に基づく場合」や「本人の同意があるとき」などの例外規定を設けているところ、
  - 番号法では、利用目的内であれば外部提供できるという概念はなく、外部提供が認められる場合を限定列挙

#### ◆ 特定個人情報保護委員会

- ・ 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報保護等を目的とする第三者機関を設置。
- ・ 特定個人情報の取扱いの監視、監督、苦情の処理、特定個人情報保護評価制度(後述)、特定個人情報保護についての広報及び啓発を行う。

#### ◆ 特定個人情報保護評価制度

- ・ 行政機関の長、地方公共団体の長は、特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報のデータベースや目次や索引で検索が容易な紙台帳など)を保有しようとするときは、特定個人情報保護委員会が定める指針を元に、特定個人情報の漏えい等の危険性や影響、その保護などについて、事前に特定個人情報保護評価(自己評価)を実施しなければならない。
- ・ 当該評価の評価書については、特定個人情報保護委員会の承認を得なければならない。

#### ◆ 罰則の強化(主なもの)

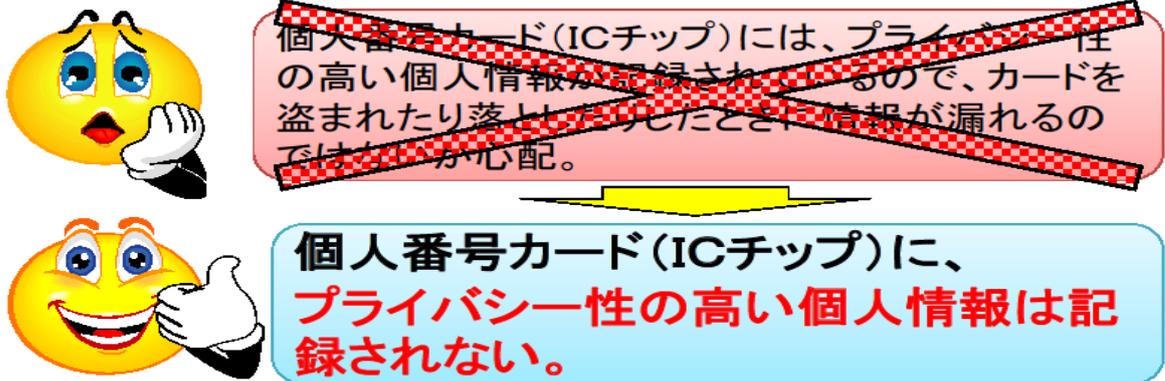
- 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供
  - ・ 現行法令では、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」としているところ、
  - 番号法では「4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は併科」
- 個人番号利用事務等に従事する者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用
  - ・ 現行法令では、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」としているところ、
  - 番号法では「3年以下の懲役又は150万円以下の罰金又は併科」

## 【主なシステム上の安全措置】

### ◆ 個人番号カード

- 個人番号カードのICチップに記録されるのは、① 券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）② 総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③ 市町村が条例で定めた事項等、に限られており、『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報には記録されない。

**個人番号カード(ICチップ)の記録事項**



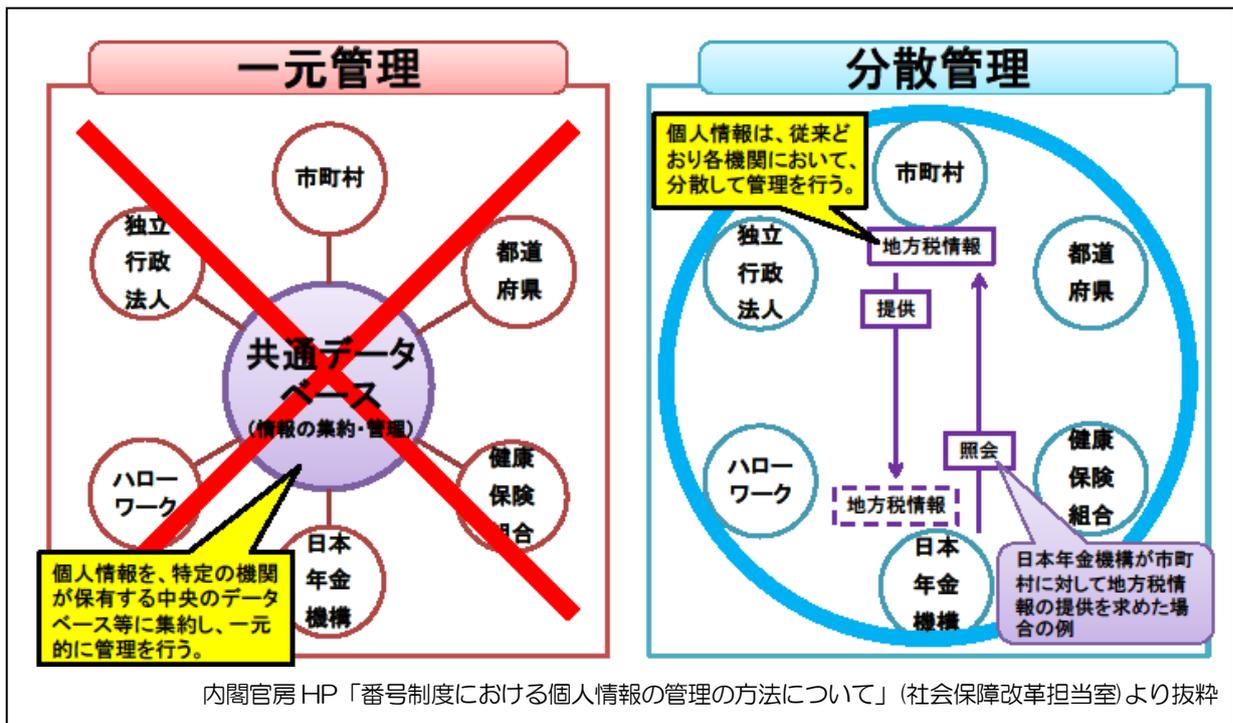
個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されるので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。

**個人番号カード(ICチップ)に、  
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。**

内閣官房HP「社会保障・税番号制度について」(社会保障改革担当室)より抜粋

### ◆ 個人情報の管理の方法(分散管理)

- 個人情報の管理方法については、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧できる『一元管理』ではなく、個人情報は従来どおり各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合に、情報提供ネットワークシステムを介して、情報の照会・提供を行う『分散管理』の方法をとる。



## 5 導入に向けた今後のスケジュール

番号法は平成 25 年 5 月 31 日に公布され、原則として公布日から 3 年以内の政令で定める日から施行するとされており、今後、平成 27 年 10 月に国民一人ひとりに個人番号が通知され、平成 28 年 1 月から個人番号カードが交付されるとともに、社会保障、税、災害対策の 3 分野において個人番号の利用が順次開始となる予定である。

また、マイポータルについては、法律施行後 1 年を目途に開始することとなっており、平成 29 年 1 月から運用が開始となる予定である。

## 6 福岡市における今後の対応について

市民の大切な情報をお預かりしているということを常に念頭に置き、今後、国の動向を注視しながら、安全措置の充実や関係規程の整備、職員研修の実施など、様々な対応を行っていく。

**【福岡市個人情報保護条例の改正を検討すべき主な事項】** ※改正の可否を含め要検討

- 特定個人情報の目的外利用・提供について、番号法が厳しく限定していることとの整合性
- 任意代理人による特定個人情報の開示請求等を番号法が認めていることとの整合性
- 情報保護評価に係る諮問を行うための、個人情報保護審議会の所掌事務の追加